

# 使用前安全管理審査に係る Q & A

## 電気関係設備の安全管理審査向け

(水力発電所・太陽電池発電所・風力発電所・蓄電所・変電所・送電線路・需要設備)

(一財) 発電設備技術検査協会

～ 技術が支える安全と信頼 ～

- 1. 見積に関する質問について
- 2. 申請に関する質問について
- 3. 審査に関する質問について

# 1. 見積に関する質問

2

## 質問 1-1

見積をご提示頂くことは可能ですか？

## 回答 1-1

可能です。設備の内容に基づいて作成しますので、**所定の**見積依頼書をご提出ください。

見積依頼書はこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/mitsumori/mitsumoriirai\\_shiyoumae\\_suiryoku.doc](https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/mitsumori/mitsumoriirai_shiyoumae_suiryoku.doc)

## 質問 1-2

見積依頼は必須ですか？

## 回答 1-2

必須ではありません。

貴社で必要があれば発行させて頂きます。

ただし、お手数ですが見積依頼書への記入・送付をお願いします。

見積依頼書はこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/mitsumori/mitsumoriirai\\_shiyoumae\\_suiryoku.doc](https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/mitsumori/mitsumoriirai_shiyoumae_suiryoku.doc)

# 1. 見積に関する質問

3

## 質問 1-3

見積依頼に記載の「6. 組織区分」に関して、既に太陽電池発電所についても組織区分がMETI殿より明示されていますか？

## 回答 1-3

お見積の依頼に記載の「6. 組織区分」の項目は、  
電気事業法施行規則 第73条の6の各号で掲げる組織が該当します。

(「[使用前安全管理審査申請の手引き](#)」のP.4を参照ください。)

申請の手引きはこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/tebiki/shin\\_shiyoumaetebiki.pdf](https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/tebiki/shin_shiyoumaetebiki.pdf)

## 質問 1-4

見積はどれくらいの時間で頂けますか？

## 回答 1-4

休日を除いて、原則1週間以内に提出します。

それより早い発行をご希望の場合は、別途ご連絡ください。

# 1. 見積に関する質問

## 質問 1-5

対面審査とオンライン審査の違いは？

## 回答 1-5

審査内容に違いはありません。

ただし、対面審査では審査場所への移動に伴う交通費等が発生します。  
また、オンライン審査では文書（検査記録等）を送付する際の送料が発生します。

## 2. 申請に関する質問

### 質問 2-1

一部の検査が未完了(たとえば低圧幹線の一部などが未完了)の状態ですが、審査日までに検査完了予定であれば申請は可能ですか？

### 回答 2-1

申請可能です。

一例ですが、検査開始の半年前に申請を提出される設置者殿もいます。

### 質問 2-2

質問 2-1 が可能な場合、仮に工程の変更等で審査日までに完了できない状況となった時は、再度審査日程の調整は可能ですか？ もしくは日程調整ではなく、再申請が必要ですか？

### 回答 2-2

日程調整が可能です。また、再申請は不要です。

審査員の手配の関係上、日程変更に関しては早めに連絡頂ければ助かります。

## 2. 申請に関する質問

### 質問 2-3

使用前自主検査が完了していなくても実地審査日の予約は可能ですか？

### 回答 2-3

可能です。

予約される際は、お早めにご連絡ください。

### 質問 2-4

申請書の提出方法は？

### 回答 2-4

申請書は郵送もしくは電子データで提出してください。

提出先は、「[使用前安全管理審査申請の手引き](#)」P. 22を参照ください。

申請の手引きはこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/tebiki/shin\\_shiyoumaetebiki.pdf](https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/tebiki/shin_shiyoumaetebiki.pdf)

## 3. 審査に関する質問

### 質問 3-1

現地に事務所がない場合は、どのように対応すれば良いですか？

### 回答 3-1

基本的には記録の保管場所で審査を実施します。ですので、設置場所が四国であっても記録の保管場所が横浜であれば、実地審査は横浜で実施します。その際、基本的には設置者殿の出席をお願いしています。

### 質問 3-2

検査完了日からいつまでに受審する必要がありますか？

### 回答 3-2

基本的には完了日から最大でも3か月以内の受審をお願いしています。

(「[使用前安全管理審査申請の手引き](#)」のP.8を参照ください。)

仮に不可であれば、ご相談させて下さい。

申請の手引きはこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyomu/ankenkanri/pdf/tebiki/shin\\_shiyoumaetebiki.pdf](https://www.japeic.or.jp/gyomu/ankenkanri/pdf/tebiki/shin_shiyoumaetebiki.pdf)



## 3. 審査に関する質問

### 質問 3-3

審査ができない地域はありますか？

### 回答 3-3

当協会は日本全国での審査を実施しています。

担当事業所（申請書・見積書提出先）は、「[使用前安全管理審査申請の手引き](#)」のP. 22を参照ください。

申請の手引きはこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/tebiki/shin\\_shiyoumaetebiki.pdf](https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/tebiki/shin_shiyoumaetebiki.pdf)

### 質問 3-4

審査実地場所の距離によって審査料金は変わりますか？

### 回答 3-4

審査料に交通費等を加えた料金となります。

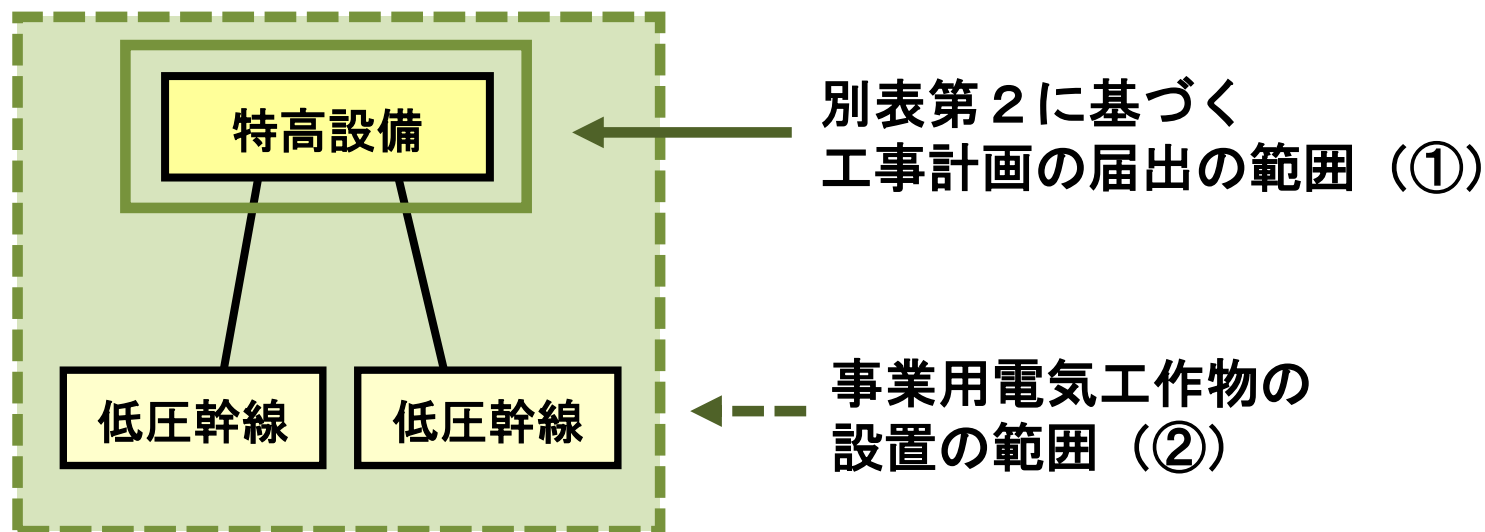
具体的な料金につきましては、お手数ですが[見積依頼書](#)への記入・送付をお願いします。

見積依頼書はこちら：[https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/mitsumori/mitsumoriirai\\_shiyoumae\\_suiryoku.doc](https://www.japeic.or.jp/gyoumu/anzenkanri/pdf/mitsumori/mitsumoriirai_shiyoumae_suiryoku.doc)

### 3. 審査に関する質問

#### 質問 3-5

安全管理審査は①が完了した時点で実施しますか？  
それとも②が完了した時点で実施しますか？



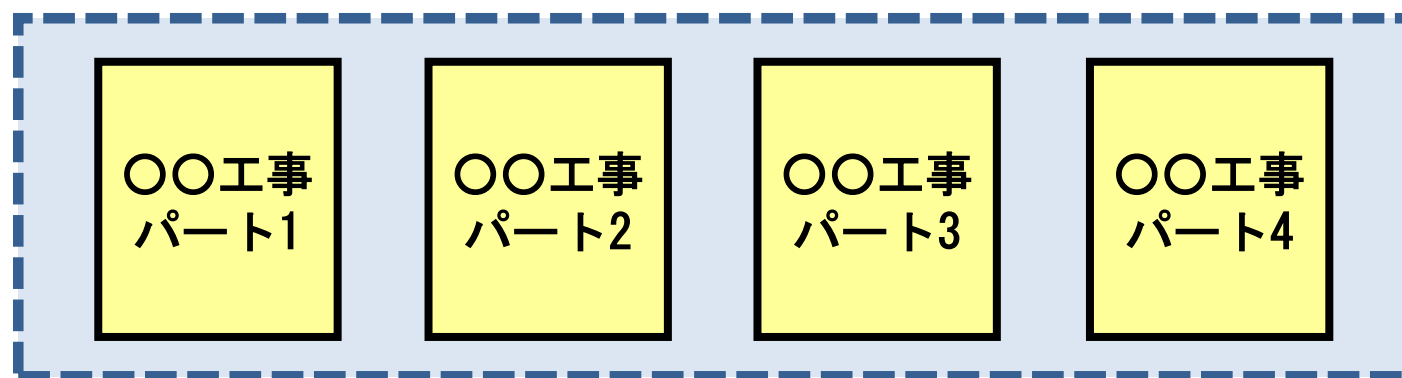
#### 回答 3-5

一般的に②の方が多いたが、①の場合もあり得ます。  
保安規定、工事計画、工程表、過去の事例等から判断します。  
判断が難しい場合は、当協会から所轄の保安監督部殿に相談します。

### 3. 審査に関する質問

#### 質問 3-6

1つの大規模建築物において、エリア毎に工事計画を分割で提出した場合、工事計画毎に複数回安全管理審査を実施しますか？ それとも全てが完了した時点で1回で実施しますか？



#### 回答 3-6

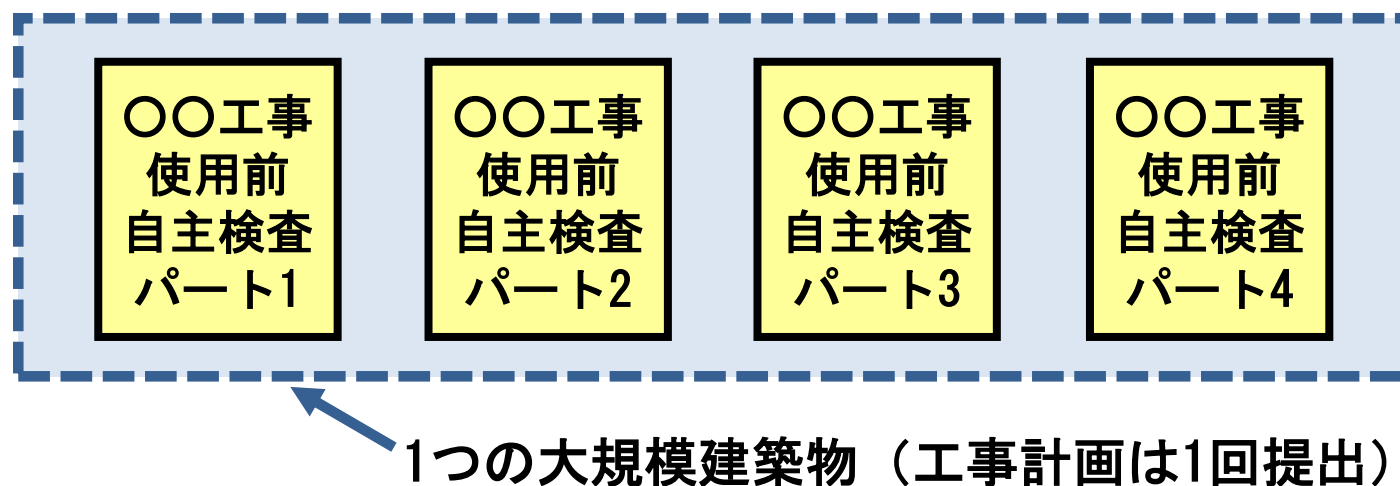
基本的には1回で実施します。ただし、各工事で組織が変わる場合は組織毎に安全管理審査を実施する可能性があります。  
判断が難しい場合は、当協会から所轄の保安監督部殿に相談します。

(例) パート1: 工事計画届出 (2022.10.4)  
パート2: 工事計画届出 (2022.11.5)  
パート3: 工事計画届出 (2022.11.25)  
パート4: 工事計画届出 (2022.12.15)

### 3. 審査に関する質問

#### 質問 3-7

1つの大規模建築物において、エリア毎に使用前自主検査を実施した場合、使用前自主検査毎に複数回安全管理審査を実施しますか？ それとも全てが完了した時点で1回で実施しますか？



#### 回答 3-7

基本的には1回で実施します。

ただし、各使用前自主検査で組織が変わる場合は事前に相談願います。  
状況に応じて、当協会から所轄の保安監督部殿に相談します。

## 3. 審査に関する質問

### 質問 3-8

審査は何名の審査員によって行われますか？

### 回答 3-8

当協会では審査要領（複数名で実施）に沿って、**2名での審査**を実施しています。

### 質問 3-9

検査員と試験員の違いは？

### 回答 3-9

検査員は**検査結果の合否を判断する要員**（設置者殿または業務委託された主任技術者殿等）になります。なお、安管審の審査基準は、検査員に対しての基準になります。

一方、試験員は合否判定はせずに、**合否に係る情報（試験データ等）**を**検査員に提供する要員**になります。なお、試験員に合否判定をして頂くことは構いませんが、この場合「協力事業者の管理」が必要となります。